

新型コロナウイルス感染症拡大防止一斉休校

全教・都教組 杉並支部ニュース

2月27日、突然の小中学校に対する休校要請は、学校にとどまらず国民的な大変な混乱をもたらしています。その中で、今週から学校再開の動きも出てきました。杉並区も区民からの要請を受け止め、3月9日から「児童の学校での居場所の提供」を始めました。現場の声を紹介します。

今週から低学年児童の居場所提供が始まりました。来る子の人数が減ってきたかと思っていれば、今朝、事前連絡なしに用紙を持って登校してくる子が何人かいました。人数が読めないで、教室の数や座席をどうするかなど大変です。各教室1人が朝8時10分から14時30分まで張り付いているので卒業式準備や片付けなど人が集まらないとできないことが、進められない問題もあります。24日は、教室で修了式ですが出席日数には関係なく、荷物を

持たせてすぐ帰すことになり、心残りです。配布物は事前に一人ひとりの分をまとめて机の上に置くようにしています。朝、子供を預けに行くから遅れて出勤するけれど帰るも遅くならない人は、「毎日年休取るから残り少なくなつた」とぼやきの声も。これは、どんな仕事の人も同じですね。いろいろありますが、超過勤務することなく、年度末の仕事をしていきます。これを毎年授業しながらやってきたのかと思うとくらくらします。

本校では教職員がシフト表を作った代で見えています。児童は早く学校が再開してほしいと言っています。当然だろうと思いますが、これ以上の急な変更はつらいなあとも思っています。私達の準備が間に合いません。それと時差勤務、在宅勤務がようやく軌道に乗りました。感じなので、急な変更はまた大混乱です。

休校期間中にも関わらず、指導要録抄本、成績、教育計画等の印刷、返却物の整理、教室の清掃整備、たくさんある会議、修了式に児童を迎える準備、卒業式と入学式の準備等、児童がいなくても、桁外れの量の仕事が増えています。これらをこなすだけで休校スタート以来二週間の勤務時間の全てが終わってしまいました。例年は本業の児童の指導、授業、そして下校後に上記の仕事をおこなうのですから、いかに私達が超・超人的なハードワークをこなしてきたかがよく分かりました。来年度、これら全てをこなせるかどうか、そんな不安も頭をかすめます。

東京都教職員組合
杉並支部情宣部
2020年
3月17日
10号
Tel 3399-8719
Fax 3399-3855
支部ホームページ
<http://tokyousosuginami.web.fc2.com>
支部メール宛先



教職員が安心して職務に打ち込めるよう区教委に申し入れ

教職員の長時間勤務、「働き方改革」が大きな社会問題になっている中で、職場におけるパワー・ハラスメントを根絶し、教職員が安心して職務に打ち込めるよう職場環境を整えることは極めて重要な課題となっています。東京都と都労連の交渉でも「パワー・ハラスメントの発生しない職場づくりに向けて意見交換」が合意されています。また、杉並区においても、教育委員会は人事企画課が窓口になり相談を受け付けていること、校長会などで管理職がまず気をつけること、などと力を入れています。

しかし、それにもかかわらず管理職によるパワー・ハラスメントやそれと類似した事例がなくなりません。都教組杉並支部が昨年の12月に実施した「職場実態調査アンケート」によると、管理職におけるいくつかの至急に改善を要する問題が明らかになりました。

都教組杉並支部は、2月25日、教育委員会に対して適切な対応をされるよう、具体例を挙げて文書で要請しました。

要請の主な項目

1 勤務時間外の会議などが常態化し、それへの参加強要などの例がみられる。勤務時間を守ることを

2 休暇申請者に対する嫌がらせは、してはならないこと

3 教職員に対する人格を傷つけるような高圧的言動をなくすること

4 児童、生徒、教職員に対する乱暴な言葉遣いがないようにすること

5 業績評価の本人開示について、嫌がったりすることのないようすること

6 教職員との意思疎通を図り、高圧的ワグマン的な学校運営のないようにすること

お知らせ

杉並支部定期大会

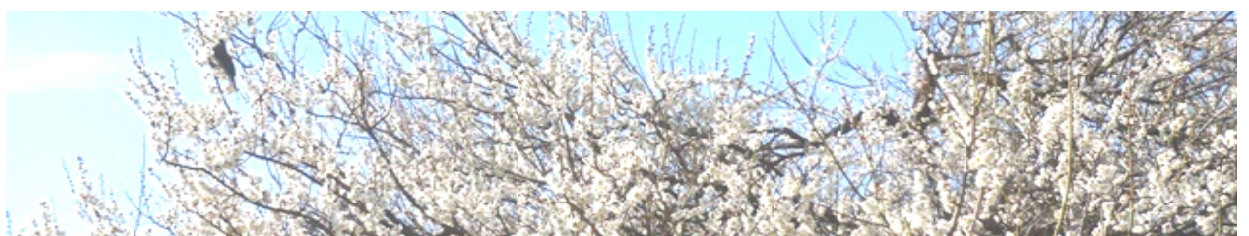
日時・6月3日(水)

午後3時30分

会場・阿佐谷地域

区民センター

3月26日の「教育のつどい」は中止となりました



「変形労働時間制」の前段階で区教委に申し入れ

2020年2月25日

杉並区教育委員会
教育長 井出 隆安 様

「上限時間に関する指針」に関する要請書

東京都教職員組合杉並支部
支部長 渡辺 広美

日頃より、ゆきとどいた教育の実現のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。
昨年未の臨時国会において、都道府県・政令市の条例によって、公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入するための「給特法一部改正法」が可決されました。文部科学省は、1月17日、その第7条第1項の「規定に基づき」として、表記の「指針」（以下、「上限指針」）を官報告示し、それに伴い、都、各区市町村の規則や方針を変更するなどの適切な対応を通知しました。

「上限指針」では、勤務時間外の「在校等時間」に行われる業務について、「時間外勤務を命じられて行うものでないとしても、学校教育活動に関する業務について正規の勤務時間内に行われる業務に変わりはなく」とし、それが「長時間化している実態を踏まえ」、上限を定めて「適切な管理」を行うとしています。「インターバル規制」を盛り込み、持ち帰り仕事の「実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組」を求めるなど、「上限ガイドライン」と比べ、学校職場の実態や私たちの要求を一定反映した内容となっています。

しかし、この「上限指針」の遵守が「給特法一部改正法」によって規定された「1年単位の変形労働時間制」導入の前提条件とされていることから、各学校において、勤務の「長時間化を防ぐための取組を講じることなく」上限時間の遵守のみが求められたり、「実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させる」行為が押しつけられたりすることが危惧され、政府もそのようなことのないように求めています。本区におきましても、「在校等時間」の把握と上限設定の趣旨を周知徹底し、共通理解を図るための時間を保障することが必要です。

つきましては、教職員の長時間過密労働の解消を実現するために、下記のことを要請します。

記

1. 「上限時間に関する指針」に基づき成立した条例により追記された教育委員会規則に則り、勤務時間についての方針を定める場合、下記の事を徹底すること
東京都教職員組合杉並支部に提案し、交渉を行い、書面による協定を経た上ですすめること
各学校においては、東京都教職員組合各分会や教職員との協議や共通理解を図るよう、校長に周知徹底すること
2. 「休憩時間」の扱いについて、すべての教職員が確保できるようにした上で、「在校等時間」から差し引くのは「実際に確保された分」の時間であることを管理職に徹底すること
3. 「在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講じることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみ」の行為や「実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させる」行為があった場合に、「現場の先生たちからも教えていただくような仕組み」を構築するなどして、このような行為が起らないように管理職に周知徹底すること。また、起きた場合には厳正に対処すること
4. 教職員が正規の勤務時間で業務を終えられるよう、教育委員会として、「教育改革」の見直しや業務の縮減、人員増などに努めること。また、各学校においてもとりくみをすすめるよう、管理職に周知徹底すること

指針では、上限時間について 1か月の時間外在校等時間について45時間以内 1年間の時間外在校等時間について360時間以内（特別な事情の場合は別）としています。そして、この上限時間まで奨励する趣旨ではない、としています。「変形労働制」の問題は杉並の教員全体に関わることから、杉教組とも連絡を取り合って取り組んでいきます。

15の春は泣かせない

中3の
進路担当者から
寄せられた声

成績一覧表の特異な分布について、都の基準があるのだから、区の基準は shouldn't (そもそも絶対評価だし)。
ネット出願の流れが各校バラバラなので、私立の中で統一してほしい。調査受領証は本来中学校に来るべきものなので生徒へのメールで「というの筋が違う。
web出願が増えたため、教員の目の届かないところでトラブルがあった。入試相談とは違うコースで出願。エントリーミス。
ネット出願の高校が多く生徒がしっかり出願できているか確認しづらい。
携帯電話の持ち込み解禁となった後に、「持つてこないことが基本」と通達があり、混乱した。
私立も都立も学校紹介用のポスターが大きすぎる。掲示するスペースが少ない。
学校によっては、進路未決定者が複数ありました。ご苦勞をお察しします。ご協力いただいた調査は本部に送りました。